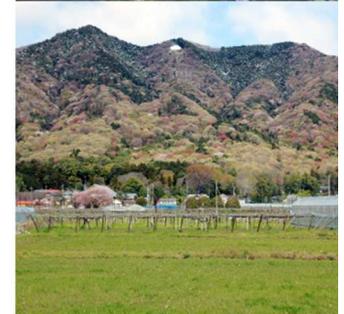




栃木市

# 景観計画

概要版



平成28年3月



人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり

# 栃木市景観計画の体系

## 景観まちづくりの基本目標

- ① 歴史と自然を活かした栃木らしい個性輝く景観まちづくり
- ② 市民が誇れるもてなしの空間を育む景観まちづくり
- ③ 心地よい生活を支える親しみと安らぎのある景観まちづくり
- ④ 市民・事業者・行政が協働して育む景観まちづくり

## 景観まちづくりのテーマ

人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり

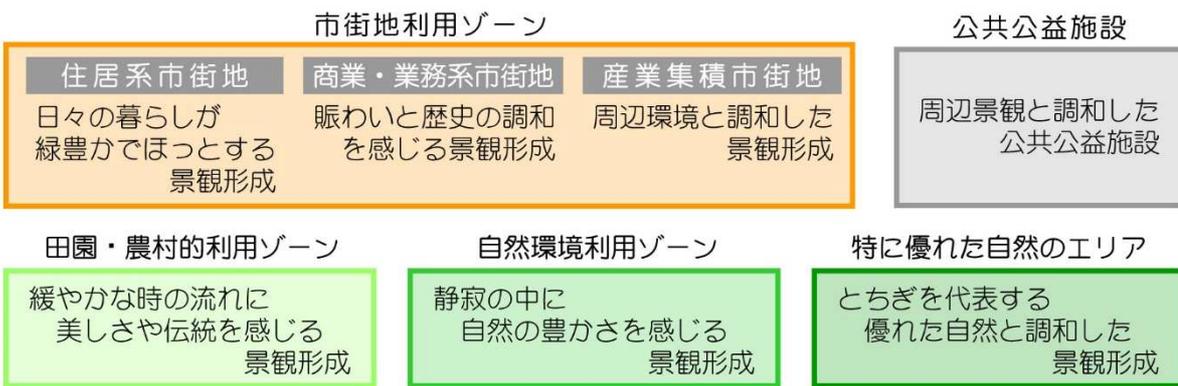


## 景観まちづくりの基本方針

- ① 地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にす
- ② 歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする
- ③ 暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ
- ④ 都市の拠点における良好な都市景観を形成する
- ⑤ 好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける
- ⑥ 市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む

基本的な考え方

## 景観構造別の景観形成の方針



## 景観形成重点地区の指定

- (仮称) 栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区(案)  
蔵の町並みの更なる充実を図る景観まちづくりの推進 (随時、地区を追加指定)

## 良好な景観形成のための行為の誘導

- 市全域における行為の基準

連携 伝統的建造物群保存地区等  
(文化財保護法)

## 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

連携 重要文化財等(文化財保護法)  
緑地保全地域等(都市緑地法)

## 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

## 景観重要公共施設の整備に関する事項

## 景観まちづくりの推進方策

推進体制の確立  
景観計画の充実と景観まちづくりの推進  
市民等による景観まちづくりの推進  
景観に関する意識啓発の推進

具体的な施策

# 栃木市景観計画策定の目的と区域

## 1 景観計画策定の目的

本市は、太平山、三轟山、岩船山等の山々、渡良瀬遊水地と渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の水辺環境と自然に恵まれており、また、人々の暮らしの中で長い年月の間に育まれた歴史的な町並みや樹木や草花等による美しい景観が形成されています。それらの美しい景観の中でも、栃木地域中心部においては、これまで「蔵づくりの歴史的町並み」を保全・活用するため、景観形成に関わる諸事業を展開し、市民・事業者とともに、歴史的町並みを守り育ててきました。

現在の社会においては、経済性や効率性を追い求めるだけではなく、心を豊かにする美しく心地よい環境が求められており、先人達が守り育ててきた本市のこうした景観を次世代に継承し、これらを活かしたまちづくりを進めていくことを目的に、景観法に基づく「栃木市景観計画」を策定しました。

## 2 市民・事業者・行政の基本的な役割

魅力ある景観を形成するためには、栃木市自治基本条例に基づき、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要となります。

### 【市民の役割】

- 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であり、景観まちづくりを構成する一員として、良好な景観形成を図るための活動への積極的な参加に努めます。

### 【事業者の役割】

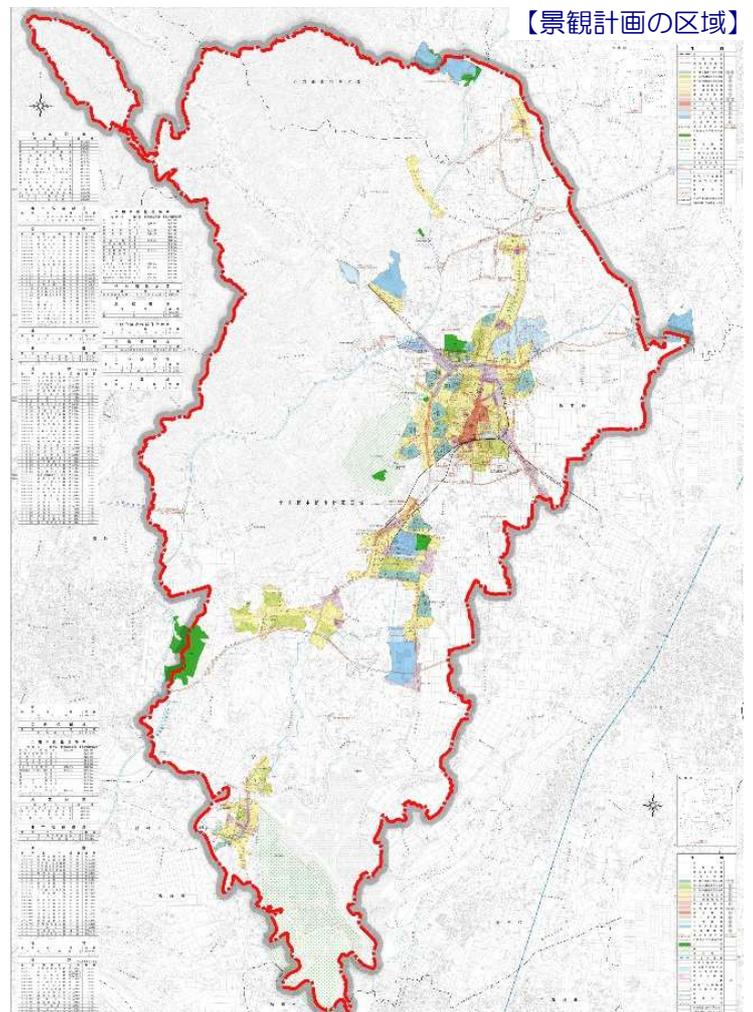
- 事業者は、自らが良好な景観の形成を構成する一員であることを認識するとともに、良好な景観形成を図るための活動への自主的かつ積極的な参加に努めます。

### 【行政の役割】

- 行政は、良好な景観形成を図るための施策を総合的かつ計画的に実施し、実効性を高めるように努めるとともに、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図れるように努めます。

## 3 景観計画の区域

本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、栃木市全域を景観計画区域とします。また、区域内を景観構造別にゾーンで区分し、それぞれの景観形成方針を定めま



## 1 景観まちづくりの基本目標

### 【景観まちづくりの基本目標】

- 歴史と自然を活かした栃木らしい個性輝く景観まちづくり
- 市民が誇れるもてなしの空間を育む景観まちづくり
- 心地よい生活を支える親しみと安らぎのある景観まちづくり
- 市民・事業者・行政が協働して育む景観まちづくり

【テーマ】 人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり

## 2 景観まちづくりの基本方針

基本  
方針

① 地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にする。

- 太平山や三轟山、岩船山等の山々の景観を保全し、眺望を大切にします。
- 渡良瀬遊水地周辺における景観を保全し、眺望を大切にします。
- 渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の川が構成する良好な景観を保全します。

基本  
方針

② 歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする。

- 蔵の町並みが残されている栃木地域の歴史的町並みを保全、活用します。
- 各地域の市街地内に残されている歴史資源を保全、活用します。
- 自然的景観を呈している歴史資源を保全、活用します。

基本  
方針

③ 暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ。

- 農地や屋敷林と住宅等が一体となって形成されている田園集落景観を、未来に引き継ぎます。
- 地域の特性である素材や色彩で形成されている景観を、未来に引き継ぎます。

基本  
方針

④ 都市の拠点における良好な都市景観を形成する。

- 複合都市拠点におけるシンボル性の高い都市景観と歴史景観の調和と融合を図ります。
- 地域拠点における良好な市街地景観を形成します。

基本  
方針

⑤ 好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける。

- 地域の特性に応じた屋外広告物の設置ルールにより、よりよい景観を形成します。
- わかりやすく、景観形成に配慮した公共サインを設置します。

基本  
方針

⑥ 市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む。

- 提案制度を活用します。
- 景観まちづくりの普及啓発を行います。
- 良好な景観を活用したイベントを開催します。
- 良好な景観形成のための愛護活動を支援します。

## 3 景観構造別の景観形成の方針

本市の景観を形成する上で、土地利用や景観的に同質な広がりの一帯を「ゾーン」として、それぞれの景観形成方針を示します。

### ① 市街地利用ゾーン

都市機能が集約する市街地においては、住居系、商業・業務系、産業集積系等の土地利用に応じて、建築物や工作物の建て方、形態意匠について基準を設け景観形成を図ります。

《住居系市街地》

日々の暮らしが緑豊かで  
ほっとする景観形成

《商業・業務系市街地》

賑わいと歴史の  
調和を感じる景観形成

《産業集積市街地》

周辺環境と調和した景観形成

### ② 田園・農村的利用ゾーン

緑豊かな風景の基調となっている農地の保全を図り、集落地や屋敷林と一体となった景観形成を図ります。

緩やかな時の流れに  
美しさや伝統を感じる景観形成

### ③ 自然環境利用ゾーン

山林等の自然や生態系を維持し、山並みの自然と一体となった景観形成を図ります。

静寂の中に  
自然の豊かさを感じる景観形成

### ④ 特に優れた自然のエリア

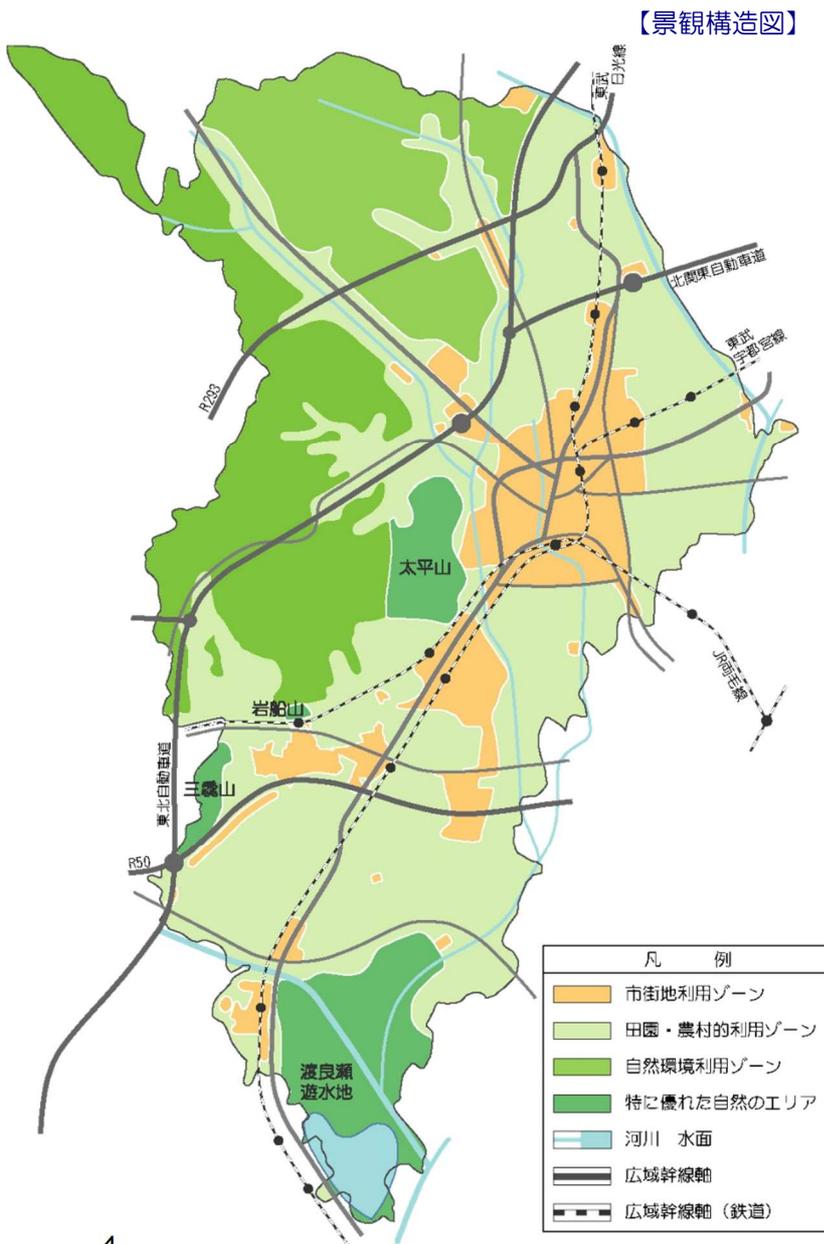
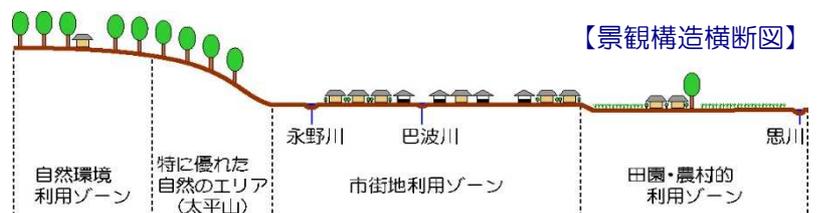
太平山、三轟山、岩船山、渡良瀬遊水地における自然の保全を図り、市街地等からも眺望できる心象風景として良好な景観の保全を図ります。

とちぎを代表する  
優れた自然と調和した景観形成

### ⑤ 公共公益施設

公共公益施設の整備に際しては、それぞれのゾーンごとの景観と調和したものとし、良好な景観形成を図ります。

周辺景観と調和した公共公益施設



| 凡 例  |             |
|--|-------------|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange;"></span>        | 市街地利用ゾーン    |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>    | 田園・農村的利用ゾーン |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:mediumgreen;"></span>   | 自然環境利用ゾーン   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:darkgreen;"></span>     | 特に優れた自然のエリア |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightblue;"></span>     | 河川 水面       |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:2px solid black;"></span>  | 広域幹線軸       |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:2px dashed black;"></span> | 広域幹線軸 (鉄道)  |

# 良好な景観形成のための施策

## 施策① 良好な景観形成のための行為の誘導

基本方針に掲げた良好な景観を形成していくため、一定の行為に対して届出を行うこととし、その際に適合すべき景観形成の基準を定めます。

市全域における景観形成基準のほか、ゾーンごとの景観形成基準を定めます。また、景観形成重点地区を指定する際には、地区の特性に応じたきめ細かな景観形成基準を定めます。

## 施策② 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物や樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たしていることから、指定方針・基準に基づき指定し、保全・活用のための支援を行っていきます。

### 【景観重要建造物の指定方針】

- ①市内の建造物で、歴史的な価値のあるもの、地域で親しまれているもの、優れたデザインのものなど、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として活かすため指定します。
- ②比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします。(国宝や重要文化財等の文化財保護法により指定されたものには適用しません)
- ③景観重要建造物に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

### 【景観重要樹木の指定方針】

- ①市内の樹木で、地域の風景の一部として住民に親しまれているもの、樹容が景観上に優れているものなど、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として保全し、後世に伝えていくため指定します。
- ②学術上の価値を有していない樹木でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします。
- ③景観重要樹木に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

## 施策③ 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

現在、栃木県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置、管理等について規制・誘導を行っていますが、今後は、地区の実情に即した本市独自の条例を検討し、さらなる良好な景観形成を進めます。

## 施策④ 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域の景観形成において特に重要な役割を果たす道路、河川、都市公園等の公共施設は、必要に応じて景観重要公共施設として位置付け、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を個別に定めます。

## 施策⑤ 景観まちづくりの推進方策

景観まちづくりを推進するため、次のような施策を推進していきます。

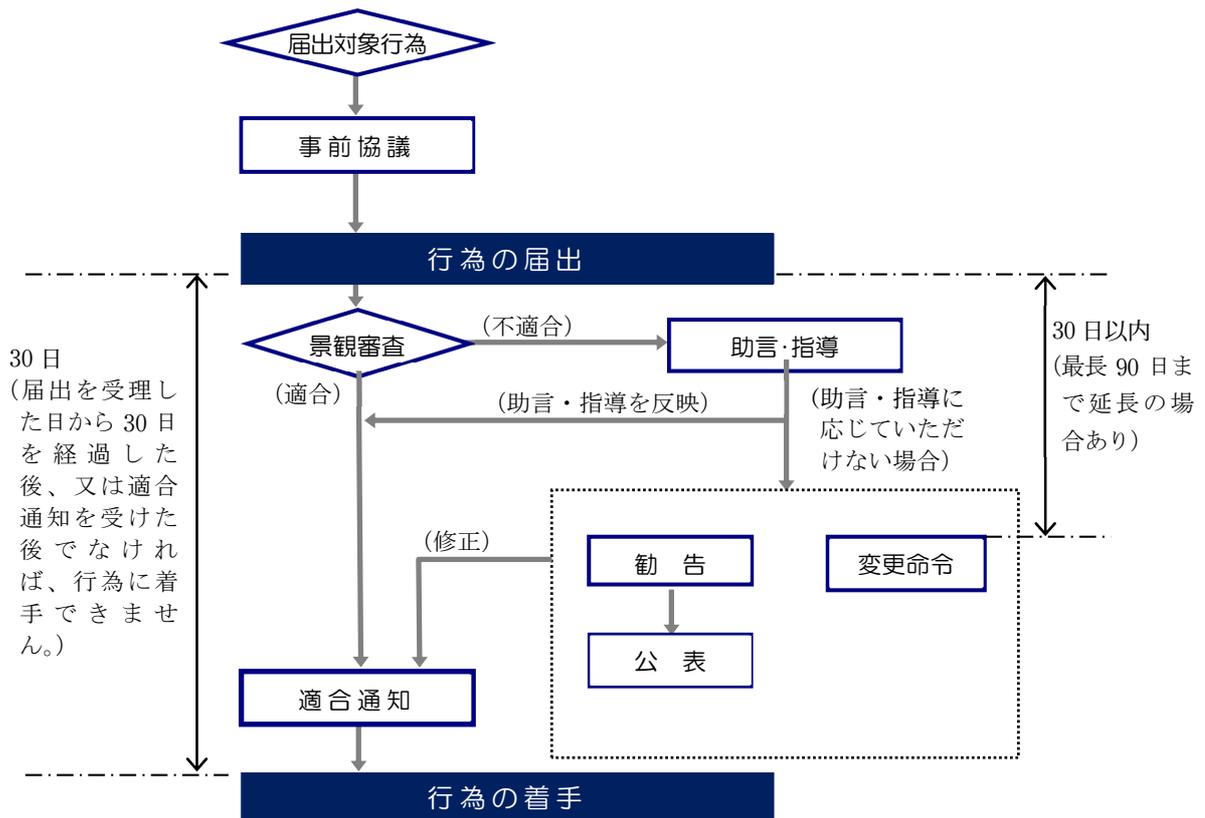
- 推進体制の確立  
(景観審議会の設置等)
- 市民等による景観まちづくりの推進  
(提案制度の活用、  
景観まちづくり市民団体等の認定等)
- 景観計画の充実と景観まちづくりの推進  
(景観形成重点地区の指定、他法令や制度との連携等)
- 景観に関する意識啓発の推進  
(景観のための学習・講座の実施、講演会やイベントの開催等)

1 届出対象行為と着手までの流れ

【届出対象行為】

| 行為の種類   | 届出対象規模                                |                        |   |
|---|---------------------------------------|------------------------|---|
| (1)建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更   | 高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの         |                        |   |
| (2)工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更   | ①さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等                    | 高さ3mを超えるもの             |   |
|   | ②煙突、排気塔等                              | 高さ10mを超えるもの            |   |
|   | ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等                     |                        |   |
|   | ④記念塔、電波塔、物見塔等                         |                        |   |
|   | ⑤高架水槽、冷却塔等                            |                        |   |
|   | ⑥広告塔、広告板等                             |                        |   |
| ⑦彫像、記念碑等  | 高さ20mを超えるもの                           |                        |   |
| ⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物   |                                       |                        |   |
| ⑨観覧車、メリーゴーランド等の遊戯施設<br>⑩アスファルトプラント等の製造施設<br>⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設<br>⑫自動車車庫の用に供する施設<br>⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | 高さ10mを超えるもの<br>又は<br>築造面積1,000㎡を超えるもの |                        |   |
|   |                                       | ⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物 | 高さ4mを超えるもの<br>又は当該行為の土地の区域面積が1,000㎡を超えるもの |
|   |                                       | (3)都市計画法で規定する開発行為      | 当該行為の土地の区域面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの           |
|   |                                       | (4)地面に彩色を施す行為          | 当該行為の土地の区域面積が500㎡を超えるもの                   |

【着手までの流れ】



## 2

## 景観形成基準

基本方針に掲げた良好な景観を形成していくため、景観計画区域における届出対象行為を行う際の景観形成基準です。

## ① 市全域の基準

| 項 目        |   | 景観形成基準  |
|------------|---|---|
| 建築物及び工作物   | 配 置   | <input type="checkbox"/> 眺望景観に配慮した配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ランドマークや山並み等のスカイライン等への眺望を、できる限り確保するように配置する。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 周辺の景観特性を考慮した配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内や周辺に、良好な樹林や樹木、河川や水辺がある場合、これを活かせるように配置する。</li> </ul>   |
|            | 高 さ   | <input type="checkbox"/> 眺望景観に配慮した高さ <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のシンボリックな景観や山並み等への眺望に配慮した高さとする。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 周辺の景観特性に配慮した高さ <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の特性に応じた周辺景観に配慮し、それらと調和した高さとする。</li> </ul>  |
|            | 形態・意匠   | <input type="checkbox"/> 周辺と調和した統一感のある形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の基調となる景観に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。</li> </ul>  |
|            | 色 彩   | <input type="checkbox"/> 周辺の建築物や背景の色彩との調和 <ul style="list-style-type: none"> <li>●その地域の建築物の色彩の傾向、その地域の背景となっている周辺の自然的景観等の色彩等と調和したものとする。</li> <li>●色彩ガイドラインに適合し、良好な景観形成に資する色彩とする。</li> </ul>  |
|            | 素 材   | <input type="checkbox"/> 地域の特性と自然を活かした素材 <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用する。</li> <li>●伝統的に使用されてきた素材等、地域の景観を特徴づける素材や地場産業の素材、伝統的な工法を積極的にとり入れる。</li> </ul>  |
|            | そ の 他   | <input type="checkbox"/> 付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外や屋上の設備は通りからの見え方に配慮した配置や、建築物と一体的なデザインの格子状のもので覆う等、直接見えにくくする。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 付属施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>●車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとする等、雑然としないように努める。</li> <li>●屋外広告物やサインは、大きさ・色・形状に配慮して、周辺環境に配慮したデザインとする。</li> <li>●屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、安全の確保に十分な光量で過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮する。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 既存木の活用と風土にあった緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存等により修景に活かす。</li> <li>●新たな樹木を植栽する場合は、地域の気候や風土にあった、周辺植生と調和した樹種を選定する。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 景観に配慮した再生可能エネルギーの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電設備や風力発電設備等の設置においては、周囲の良好な景観を著しく損ねないよう配慮する。</li> </ul> |
| 開発行為       | <input type="checkbox"/> 土地の形状 <ul style="list-style-type: none"> <li>●現況の地形をできる限り活かし、景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わない。</li> <li>●大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努める。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 土地の緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>●できる限り緑化に努め、植栽は周辺の景観及び植生に調和するよう構成・配置する。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 地域特性の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な樹林、樹木、河川及び水辺等の地域の良好な特性は極力保全し、活用するよう努める。</li> </ul> |   |
| 地面に彩色を施す行為 | <input type="checkbox"/> 地面の舗装等における景観的な配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>●地面の舗装等においては、安全性等の観点を踏まえつつ、色彩等が周囲の良好な景観を著しく損ねないよう配慮する。</li> </ul>  |   |

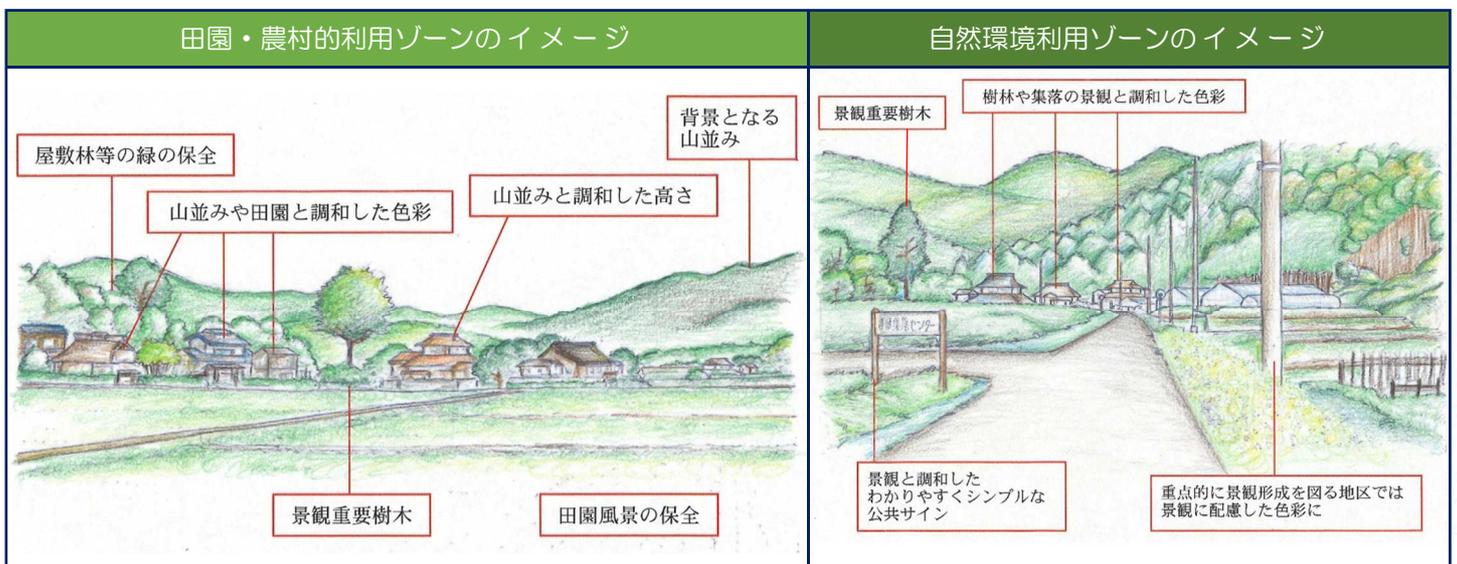
## ② ゾーン別の基準

| 項目       |       | 市街地利用ゾーン  |  |
|----------|-------|---|--|
|          |       | 住居系市街地／商業・業務系市街地／産業集積市街地  |  |
| 建築物及び工作物 | 配置    | <input type="checkbox"/> 道路からの位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺と壁面線を調和させるとともに、道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある町並みを形成する。</li> <li>● 周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫をする。</li> </ul>  |  |
|          | 高さ    | <input type="checkbox"/> 背景となる風景と町並みに配慮した高さ <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の町並みとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努める。</li> <li>● 山並みが眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線に配慮した高さとする。</li> </ul>  |  |
|          | 形態・意匠 | <input type="checkbox"/> 良好な町並みの形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町並みの統一感や連続性に配慮し、建築物と周辺の景観にも違和感なくなじむ、まとまりのあるものとする。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 暮らしへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活者に、落ち着いた雰囲気を与えるようなものとする。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 来訪者を心地よく迎える配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 複合都市拠点や駅周辺では、栃木の歴史的町並み景観と都市景観が融合した、玄関口にふさわしい景観を形成する。</li> <li>● 魅力的な歩行者空間を創出すべき場所では、低層部の形態・意匠に配慮する。</li> </ul> |  |
|          | 色彩    | <input type="checkbox"/> 市街地の形態に応じた色彩による調和 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の建築物や背景となる風景から突出した色の使用を避け、周辺の町並みと調和した色調とする。</li> <li>● 色彩ガイドラインに適合し、良好な景観形成に資する色彩とする。</li> </ul>  |  |
|          | 素材    | <input type="checkbox"/> 自然素材や地域で使われてきた素材の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用する。</li> <li>● 伝統的に使用されてきた素材等、地域の景観を特徴づける素材や地場産業の素材、伝統的な工法を積極的にとり入れる。</li> </ul>  |  |
|          | その他   | <input type="checkbox"/> 付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆う等、目立たないようにする。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 付属施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとする等雑然としないように努める。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居系市街地においては、生垣等の設置や敷地内緑化により、緑あふれる町並みの形成に努める。</li> </ul>   |  |



② ゾーン別の基準

| 項目       |      | 田園・農村的利用ゾーン  | 自然環境利用ゾーン                                | 特に優れた自然のエリア                                  |
|----------|------|--|--|--|
| 建築物及び工作物 | 配置   | <input type="checkbox"/> 道路からの位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺と壁面線を調和させるとともに、道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある町並みを形成する。</li> <li>● 周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫をする。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 敷地内の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 眺望を妨げない、景観に溶け込むような配置を工夫する。</li> </ul>  |  |  |
|          | 高さ   | 個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の田園景観や背景の山並みとの調和に努める。   | 個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の樹木等の森林景観との調和に努める。    | 個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の景観や背景の山並みとの調和に努める。       |
|          | 形態意匠 | <input type="checkbox"/> 地域の特性と調和した形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状や壁面の形態意匠は、集落に調和したものとする。</li> <li>● 地域の伝統的な建築様式等がある場合、その継承、一部での採用に努める。</li> </ul>   |  |  |
|          | 色彩   | 遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とする。   | 周辺の森林環境から突出した色の使用は避け、樹林や集落の景観に調和した色調とする。 | 周辺の自然環境から突出した色の使用は避け、樹林や水辺地、集落の景観に調和した色調とする。 |
|          | 素材   | <input type="checkbox"/> 地域の特性を踏まえた素材の採用 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の自然環境等や集落と調和し、違和感のないものとする。</li> <li>● 光沢のある材料や反射の生じる素材を多用しないようにする。</li> </ul>  |  |  |
|          | その他  | <input type="checkbox"/> 付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインとする等、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 付属施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、周辺の景観と調和したものとなるように努める。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人住宅・共同住宅の建築に当たっては、敷地面積の3%以上を緑化するように努める。</li> <li>● 上記以外の店舗・工場等の建築に当たっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努める。</li> <li>● 敷地内に既存樹木がある場合、保存と活用に努める。</li> </ul> |  |  |
| 開発行為     |      | <input type="checkbox"/> 景観を損ねない配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 棚田を形成する農地は、極力用途を変更しない。</li> <li>● 自然的な景観を損ねる、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。</li> </ul>   |  |  |



### 3

## 色彩について（詳しくは色彩ガイドラインをご覧ください）

良好な景観の形成を実現するための重要な要素の一つである色彩についての基準です。

### 色彩の表示方法

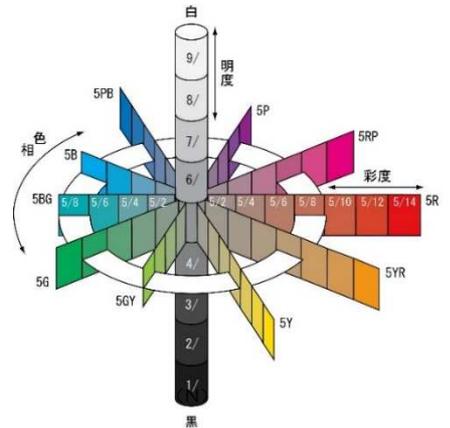
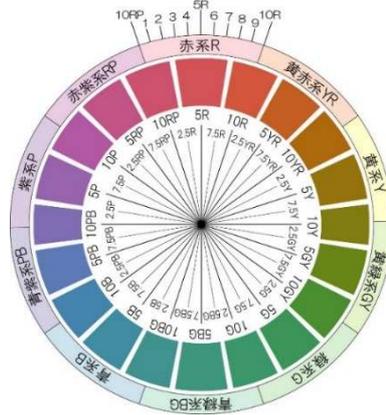
本市では、色彩の表示方法として、曖昧さをなくし客観的に判断できるよう「マンセル表色系」を採用しています。「マンセル表色系」は日本工業規格（JIS）に採用されている国際的な尺度であり、色彩を、赤系（R）、黄赤系（YR）、青緑（BG）などの色相（いろあい）と、明度（明るさ）・彩度（あざやかさ）で表します。

色相 明度 彩度  
 表記(例)：  5R 6 / 4  
 （読み方：5あーる 6 の 4）

 5Y 7 / 3  
 （読み方：5わい 7 の 3）

 N 4  
 （読み方：えぬ 4）

※ 無彩色（黒白等）は、N(O)で表す。



### 調和した色彩選定の基本的な考え方

色彩選定の基本的な考え方を踏まえて、色彩を選定しましょう。

- (1) 背景となる色彩を把握しよう
- (2) 周辺の建物との色彩調和を考えよう
- (3) 基調色と強調色を考えよう
- (4) 外壁と屋根の特徴を踏まえよう
- (5) 彩度の高い色彩は注意しよう
- (6) 自然との調和に配慮しよう
- (7) 伝統的に使われている自然素材等の色彩を活かそう
- (8) 大きな面積は目立つので工夫しよう

### 景観構造別（ゾーン別）の色彩基準

景観構造別（ゾーン別）の色彩基準を参考に、建築物の外壁などの色彩を決定しましょう。

#### 市街地利用ゾーン

住宅系市街地や商業・業務系市街地、産業集積市街地では、周囲の建築物との調和に配慮することが大切です。

|    |          |
|----|----------|
| 色相 | R, YR, Y |
| 明度 | 9以下      |
| 彩度 | 6以下      |
| 色相 | GY~RP    |
| 明度 | 9以下 4以下  |
| 彩度 | 4以下 6以下  |
| 色相 | 無彩色      |
| 明度 | 9以下      |

#### 田園・農村的利用ゾーン

田園とその背景に見える山並みを共に引きたてながら、開放感や明るさの演出に配慮することが大切です。

|    |           |
|----|-----------|
| 色相 | R, YR, Y  |
| 明度 | 9以下       |
| 彩度 | 6以下       |
| 色相 | GY, G     |
| 明度 | 9以下       |
| 彩度 | 4以下       |
| 色相 | BG, B, PB |
| 明度 | 9以下       |
| 彩度 | 3以下       |
| 色相 | P, RP     |
| 明度 | 9以下       |
| 彩度 | 4以下       |
| 色相 | 無彩色       |
| 明度 | 9以下       |

#### 自然環境利用ゾーン

山並みなどの自然景観の色彩より、突出することがないよう配慮することが大切です。

|    |           |
|----|-----------|
| 色相 | R, YR, Y  |
| 明度 | 8以下       |
| 彩度 | 6以下       |
| 色相 | GY, G     |
| 明度 | 8以下       |
| 彩度 | 4以下       |
| 色相 | BG, B, PB |
| 明度 | 8以下       |
| 彩度 | 3以下       |
| 色相 | P, RP     |
| 明度 | 8以下       |
| 彩度 | 4以下       |
| 色相 | 無彩色       |
| 明度 | 8以下       |

#### 特に優れた自然のエリア

山並みなどの自然景観の色彩より、突出することがないよう配慮することが大切です。

|    |           |
|----|-----------|
| 色相 | R, YR, Y  |
| 明度 | 7以下       |
| 彩度 | 6以下       |
| 色相 | GY, G     |
| 明度 | 7以下       |
| 彩度 | 4以下       |
| 色相 | BG, B, PB |
| 明度 | 7以下       |
| 彩度 | 3以下       |
| 色相 | P, RP     |
| 明度 | 7以下       |
| 彩度 | 4以下       |
| 色相 | 無彩色       |
| 明度 | 7以下       |



「来て・観て・住んで・あったか“とちぎ”」

# 栃木市景観計画 概要版

発行 ■ 栃木市 都市整備部 都市計画課 (〒328-8686 栃木市万町9番25号)  
電話 ■ 0282-21-2432 (都市計画課直通)  
e-mail ■ [toshikei02@city.tochigi.lg.jp](mailto:toshikei02@city.tochigi.lg.jp) (都市計画課メールアドレス)